

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年10月7日
【会社名】	アトムリビントック株式会社
【英訳名】	ATOM LIVIN TECH Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 快一郎
【本店の所在の場所】	東京都台東区入谷一丁目27番4号
【電話番号】	03(3876)0607
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 森辻 英樹
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区入谷一丁目27番4号
【電話番号】	03(3876)0607
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 森辻 英樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和4年9月27日開催の当社第68期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
令和4年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- (イ) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金16円50銭 総額 65,831,700円
- (ロ) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

- (イ) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (ロ) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

高橋快一郎、鈴木英光、池井正彦、山口 俊、小瀧繁幸の5氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

山下 剛氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役高橋良一氏および伊藤友悌氏ならびに退任監査役輿水洋一氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	25,861	8	0	(注)1	可決(82.37%)
第2号議案	25,856	13	0	(注)2	可決(82.35%)
第3号議案					
高橋 快一郎	25,806	63	0	(注)3	可決(82.19%)
鈴木 英光	25,854	15	0		可決(82.34%)
池井 正彦	25,854	15	0		可決(82.34%)
山口 俊	25,854	15	0		可決(82.34%)
小瀧 繁幸	25,854	15	0		可決(82.34%)
第4号議案					
山下 剛	25,854	15	0	(注)3	可決(82.34%)
第5号議案	25,788	81	0	(注)1	可決(82.13%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。

以 上